

大分県医師確保計画の策定について

1 計画の概要

- 趣旨:平成30年7月の医療法の一部改正により、都道府県の医師確保対策を推進するため、県医療計画の中の医師確保に関する事項を特出しして「医師確保計画」として、都道府県が令和元年度において策定するもの
- 策定根拠:医療法第30条の4第2項第11号
- 計画の期間:令和2年度～5年度(4年間)
- 位置付け:医療計画の一部として策定

2 計画の構成

第1章 医師確保計画の趣旨

- 計画策定の趣旨
- 計画の位置付け
- 計画の期間

第2章 医師偏在指標

- 医師偏在指標の算定式
- 本県における医師偏在指標

第3章 医師少数区域、医師多数区域等の設定

- 医師少数区域・医師多数区域の設定
- 医師少数スポットの設定

第4章 医師確保に関する方針、目標医師数及び施策

- 医師確保に関する方針
- 目標医師数
- 目標医師数を達成するための施策

第5章 産科・小児科における医師確保計画

- 第1節 産科・小児科における医師偏在対策の基本的な考え方
- 第2節 産科における医師確保計画
- 第3節 小児科における医師確保計画

3 医師確保計画に係る策定スケジュール（案）

11月		12月	1月	2月	3月
前半	後半				
素案作成	小児医療対策協議会①	医療計画策定協議会①	小児医療対策協議会②	地域医療対策協議会③	医療審議会
	地域医療対策協議会②		成案作成	医療計画策定協議会②	計画公示
		県議会報告	パブリックコメント		県議会報告